

## 大和市終活支援条例

人間は、この世に生を受け、様々な出会いや経験を重ねながら、人生を歩んでいきますが、生まれたからには、必ず終わりの時が来ます。

自分の人生の終わりをどのように迎えるのか、いわゆるエンディングへの考えは、人それぞれに異なります。

かつては、家族や地域のつながりが大きく、エンディングに関わる多くのことは、そのつながりの中で解決できました。しかし、長寿化、核家族化といった社会構造の変化等により、人々の暮らし方や、それに伴うエンディングに対する考え方は多様化しています。

自らの死や、その後に目を向けると、誰もが少なからず不安を感じるものです。その不安は、今のうちにできること、やるべきことを整理する中で、少しづつ軽減していくことができます。

そこで本市は、自分のために、そして残る親族や支えてくれた人々のためにも、生きている今を大切にしながら、死と向き合い、その準備を整えていく活動である「終活」に取り組む市民に敬意を表し、これを支援するため、本条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、終活支援に関する基本理念及び基本的施策を定めることにより、終活支援に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 終活　自らの死と向き合い、自己の希望及び周囲の人々への影響を考慮したエンディング及び死後の手続に関する準備を行う活動をいう。
- (2) 市民　市内に居住する者をいう。
- (3) 事業者等　市民の終活に係る事業又は土業を営む者をいう。

### (基本理念)

第3条 終活支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 市民が主体的に終活に取り組むことができる環境を構築すること。
- (2) 終活に関する市民のニーズを的確に把握し、時代に適合した多様な施策を行うこと。

(3) 市民それぞれの終活に対する考え方を尊重し、理解を深めること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、終活支援に関する施策を総合的に実施しなければならない。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、市民の終活を支援するよう努めるとともに、市が実施する終活支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、終活が自己の将来への不安を軽減し、及び周囲の人々への配慮につながることを踏まえ、それが自ら希望するときに、終活に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、事業者等と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 終活に関する相談支援
- (2) 終活に関する情報の収集及び広報
- (3) 終活に関するイベントの開催
- (4) 市民が終活に取り組みやすい環境整備
- (5) その他市長が必要があると認める施策

(財政上の措置)

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。